鳥取市プール

改正後

鳥取市民プール利用料金

区分		利用料金
個人利用	一般	1回につき 200 円
		回数券（11 回分）2,000 円
	小学生	1回につき 50 円
		回数券（11 回分）500 円
	中学生、高齢者	1回につき 100 円
		回数券（11 回分）1,000 円
	障害者等、小学生就学前の者	無料

備考

1　「1回」とは、4時間以内の利用とする。

2　1時間未満は、1時間とする。

3　「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。

4　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

5　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

改正前

鳥取市民プール利用料金

区分＼時間		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時
個人使用	小学生、中学生、高校生	無料	無料
	一般	310 円	310 円
	高齢者等	無料	無料
団体使用(20 人以上)	小学生、中学生、高校生	無料	無料
	一般	210 円	210 円
	高齢者等	無料	無料

備考

「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　70 歳以上の者

(2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

(3)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者

鳥取市福部町ほっとスイミングプール利用料金

区分		利用料金
個人利用	一般	1回につき400円
		回数券（11回分）3,000円
	小学生	1回につき100円
		回数券（11回分）750円
	中学生、高齢者	1回につき200円
		回数券（11回分）1,500円
	障害者等、小学生就学前の者	無料
水泳教室	入会金	1人につき2,000円
	会費	1月につき9,000円以内で教室の区分ごとに規則で定める額
通年会員	一般	1年につき15,000円
	小学生	1年につき3,750円
	中学生、高齢者	1年につき7,500円
半年会員	一般	6月につき9,000円
	小学生	6月につき2,250円
	中学生、高齢者	6月につき4,500円

備考

1　「1回」とは、4時間以内の利用とする。

2　1時間未満は、1時間とする。

3　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

4　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

鳥取市福部町ほっとスイミングプール利用料金

区分				金額
プール	市民	個人使用	中学生以下	無料
			一般	1回につき300円
				回数券(11 回分) 3,000円
			65歳以上の者	無料
		団体使用(20人以上)	中学生以下	無料
			一般	1回につき250円
			65歳以上の者	無料
		水泳教室	入会金	1 人につき 2,000円
			会費	1 月につき 9,000円以内で教室の区分ごとに規則で定める額
		通年会員		1年につき15,000円
		半年会員		6 月につき 9,000円
	上記以外	個人使用	中学生以下	1回につき300円
				回数券(11 回分) 3,000円

5　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

			一般	1回につき 600 円
				回数券(11 回分) 6,000 円
			65 歳以上の者	1回につき 300 円
				回数券(11 回分) 3,000 円
		団体使用(20 人以上)	中学生以下	1回につき 250 円
			一般	1回につき 500 円
			65 歳以上の者	1回につき 250 円
		水泳教室	入会金	1 人につき 2,000 円
			会費	1 月につき 9,000 円以内で教室の区分ごとに規則で定める額
		通年会員		1年につき 30,000 円
		半年会員		6月につき 18,000 円
多目的広場	市民			無料
	上記以外			1 時間につき 1,000 円

備考
1　「1回」とは、2時間以内の使用とする。
2　1時間未満は、1時間とする。
3　1月未満を単位として臨時に行う水泳教室の利用料金は、そ

鳥取市河原市民プール使用料

区分		金額
個人使用	一般	1回につき200円
		回数券（11回分）2,000円
	小学生	1回につき50円
		回数券（11回分）500円
	中学生、高齢者	1回につき100円
		回数券（11回分）1,000円
	障害者等、小学生就学前の者	無料
専用使用		1コース1時間につき1,000円

備考
1　「1回」とは、4時間以内の使用とする。
2　1時間未満は、1時間とする。
3　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
4　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
5　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

の都度市長の承認を受けて指定管理者が定める。

鳥取市河原市民プール使用料

区分		金額
個人使用	高校生以下	1人1回につき200円
	上記以外	1人1回につき300円
団体使用(20人以上)	高校生以下	1人1回につき100円
	上記以外	1人1回につき200円
専用使用		1コース1時間につき1,000円

備考
1　市民が使用する場合(専用使用にあっては、使用者の半数以上が市民である場合に限る。)の使用料は、無料とする。
2　「1回」とは、4時間以内の使用とする。
3　1時間未満は、1時間とする。

鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール使用料

区分		金額
個人使用	一般	1回につき200円
		回数券（11回分）2,000円
	小学生	1回につき50円
		回数券（11回分）500円
	中学生、高齢者	1回につき100円
		回数券（11回分）1,000円
	障害者等、小学生就学前の者	無料

備考

1　「1回」とは、4時間以内の使用とする。

2　1時間未満は、1時間とする。

3　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

4　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

5　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。